

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市民病院での病状の説明	原則、本人の同意のうえ病状説明を受けられる。		○		医事課 0568-57-0080
市民病院での緊急連絡先の指定	原則、本人の同意のうえ緊急連絡先の指定ができる。		○		医事課 0568-57-0080
市民病院での医療行為への同意	事前に医師と患者本人の話し合いに参加し、キーパーソンとして登録していれば、何らかの状態で患者本人の意思を示すことができないときなどに、代わりに医療行為に同意することができる。		○		医事課 0568-57-0080
保有個人情報開示請求	亡くなったパートナーの保有個人情報のうち請求者自身の個人情報であると認められるもの等について、開示請求ができる。		○		総務課 0568-85-6129 議事課 0568-85-6493
放課後児童健全育成事業（子どもの家）	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を保護者として取扱うこととし、サービスの利用申請を可とする。	○			子育て推進課 0568-85-6206

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
児童の居場所確保事業	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を保護者として取扱うこととし、サービスの利用申請を可とする。	○			子育て推進課 0568-85-6206
一時預かり事業	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を保護者として取扱うこととし、サービスの利用申請を可とする。		○		子育て推進課 0568-85-6206
市営墓地	使用者が死亡した場合の市営墓地の使用継承ができる。	○		名義人死亡後の手続き。死亡後は証明書返却のためコピーで可	潮見坂平和公園管理事務所 0568-84-4444
教育・保育給付認定申請	パートナーの子の保護者として申請ができる（住民票が同住所の場合）		○		保育課 0568-85-6202
施設等利用給付認定申請	パートナーの子の保護者として申請ができる（住民票が同住所の場合）		○		保育課 0568-85-6202
一時保育利用申請	パートナーの子の保護者として申請ができる		○		保育課 0568-85-6202

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
図書館の利用者カードに関する手続き （中学生以下の者に関するもの）	図書などを借りるための利用者カードの発行、更新、変更をパートナーの子の保護者として手続きすることができる。	○			図書館 0568-85-6800
所得課税証明書交付申請	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、所得課税証明書の申請及び受領を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	市民税課 0568-85-6092
固定資産税台帳登録事項証明交付申請	パートナーシップの宣誓をされた同世帯の方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、納税義務者から依頼を受けている場合には、固定資産税台帳登録事項証明の申請及び受領を可とする。	○			資産税課 0568-85-6101
納税証明書交付申請	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には納税証明書の申請及び受領を可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	収納課 0568-85-6111

注意事項

・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）

・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市税等の納付書（再）交付	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には市税等の納付書を交付又は再交付することを可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	収納課 0568-85-6111
納税に関する相談	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には納税に関する相談をすることを可とする。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	収納課 0568-85-6111
母子健康手帳の交付	パートナーの代わりに届出、受領ができる。	○			こども家庭支援課 0568-85-6170
パパママ教室・日曜パパママ教室	パートナーシップの宣誓をされた方の参加を可とする。		○		こども家庭支援課 0568-87-1552
春日井市営住宅・コミュニティ住宅への入居	ファミリーシップの宣誓をされた方を春日井市営住宅・コミュニティ住宅の入居契約者の親族として取り扱う。	○		受理証明書の提出の他、法令に定める入居（同居）要件を確認する書類等の提出が必要	住宅政策課 0568-85-6294

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
犯罪被害者等支援金制度（遺族支援金）の申請	ファミリーシップの宣誓をされた方を犯罪被害者の遺族として取り扱う。	○		受理証明書の提出の他、犯罪被害の証明、市内への居住を確認する書類等の提出が必要	市民安全課 0568-85-6064